

## ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本市は、令和元(2019)年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としています。

昨今、地球温暖化の進行により、これまでに経験のない猛暑日や豪雨を記録するなど、気候変動は私たちの生活へ大きな影響を与えています。

こうした中、国が掲げる2050年のカーボンニュートラルを見据えたゼロカーボンシティの推進を着実に実現していくため、令和7(2025)年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定しました。

本計画においては、再生可能エネルギー導入量目標を設定し、既に家庭などで導入されている太陽光発電などの取組に加え、更なる太陽光発電による再生可能エネルギー導入を推進することとしています。

再生可能エネルギー導入量目標達成に向けて、屋根置き型の太陽光発電だけでなく、土地を有効的に活用した一定規模の太陽光発電事業の実施が必要となるため、本事業においては、市内のため池を活用した再生可能エネルギーの導入を実施するとともに、発電した電力を公共施設へ供給することで、本市が自ら行う事務事業から排出される二酸化炭素排出量削減を図ります。

本事業の実施に当たっては、脱炭素に加えて地域への裨益効果も視野に入れ、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する必要があることから、プロポーザル方式により最も優れた企画を提案する者（以下「最優秀企画提案者」という。）を選定するものとします。

### 2 業務の概要

#### (1) 事業名

ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業

#### (2) 業務内容

別紙「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業仕様書」のとおり

#### (3) 事業期間

運転開始日から原則として最長で25年間（事業者の提案を参考とし、協議の上決定します。）

### 3 最優秀企画提案者の選定方法

本事業に係る最優秀企画提案者は、公募型プロポーザルにより選定するものとします。

なお、最優秀企画提案者の選定については、ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行うものとします。

本プロポーザル後、本市及び最優秀企画提案者は事業実施に関する協定を締結し、最優秀企画提案者を事業予定者として決定する予定です。

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の表の区分に応じて、各項目に掲げる要件に該当する者となります。

なお、本事業においては、本事業を目的として構成された複数の者による共同企業体も参加することができるものとします。共同企業体を構成する場合は、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業における共同企業体の取扱いについて」を順守するものとします。

番号	要件	単独応募 事業者	共同企業体	
			申請代表者	申請代表者以外
1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。	必須	必須	必須
2	協定締結時に、みよし市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。（共同企業体での申請の場合、共同企業体及び各構成員もみよし市競争入札参加資格者名簿に登載されていること）	必須	必須	必須
3	協定締結時に、みよし市競争入札参加資格者名簿の「建設工事（電気工事）」の業種において登載されている者であること。	必須	必須	任意
4	公告日から協定締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成 25 年 2 月 21 日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。	必須	必須	必須
5	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。	必須	必須	必須
6	本事業の実施要領及び仕様書に従い、自ら建設・運営事業者として、施設の計画、建設、管理及び運営を行うに足る資金及び経営体制を備え、事業対象地を活用して事業化する意思を有する者であること。	必須	必須	任意
7	過去に本事業と類似したため池を活用した太陽光発電事業の実績を有し、少なくとも 1 箇所、1 年以上運営している企業であること。	必須	必須	任意

## 5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

### (1) 質疑の方法

質問がある場合は、「質疑書」（様式第1号）に質問事項を記載の上、令和7（2025）年9月12日（金）までに、電子メール（zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により企画政策課ゼロカーボン推進室へ提出してください。

※なお、電子メールの件名は「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル 質疑提出（社名）」とし、電子メールの送信後にはすみやかに電子メール到着の有無を電話（0561-76-5002）で企画政策課ゼロカーボン推進室へ確認してください。

### (2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第2号）により、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで、令和7（2025）年9月19日（金）までに回答します。

なお、本市ホームページ上においても随時掲載します。

## 6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

### (1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第3号）
- イ 会社概要調書（様式第4号）
- ウ 業務実績調書（様式第5号）
- エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

※提出された書類の修正及び変更は認めません。

※審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

「(1) 参加申請書類」をPDF化し、電子メールの添付等により電子ファイルを提出してください。

※なお、電子メールの件名は「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル 参加申請書類提出（社名）」とし、電子メールの送信後にはすみやかに電子メール到着の有無を電話（0561-76-5002）で企画政策課ゼロカーボン推進室へ確認してください。

ただし、電子ファイルへの変換が困難であるなど上記の方法をとることができない場合は、紙面を直接又は郵送により提出してください。

### (4) 提出先

企画政策課ゼロカーボン推進室メールアドレス（zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp）

※直接又は郵送の場合、下記宛てに提出してください。

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地（市役所庁舎5階）

みよし市経営企画部企画政策課ゼロカーボン推進室（担当：橋本）

### (5) 提出期間

公募開始日から令和7（2025）年9月26日（金）午後5時まで

※期限厳守（郵送の場合は必着）

### (6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和7(2025)年10月3日(金)までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

## 7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、別紙「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業仕様書」の内容を踏まえ、次の表に掲げる企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。

また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

**「8 審査の手続 (1) 選考方法」における評価項目等を参考にして、企画提案書等を作成してください。**

### (1) 提出書類

番号	書類名	備 考
1	企画提案書等提出届 (様式第6号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商号又は名称及び代表者氏名を記載してください。</li> <li>・その他必要な事項を漏れなく記載してください。</li> </ul>
2	企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に関する企画提案の内容について記載してください。</li> <li>・<b>次の内容に関する記載は必須とします。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 活用するため池</li> <li>イ 実施期間</li> <li>ウ 発電規模</li> <li>エ 導入スキーム (オンサイト PPA、オフサイト PPA)</li> <li>オ 小売電気事業者に関する情報 (オフサイト PPA の場合に限る。名称、所在地、事業実績等について記載する。)</li> <li>カ 供給する公共施設</li> <li>キ 本事業実施による CO<sub>2</sub> 削減量</li> <li>ク 不足する電力の供給方法に関する提案               <ul style="list-style-type: none"> <li>※原則インバランス調整費等に係る費用については、本事業に係る事業者の負担とします。</li> </ul> </li> <li>ケ 管理・運営方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>(管理体制、藻・水草等の発生時の対策、水質等のモニタリング方法、その他)</li> </ul> </li> <li>コ みよし土地改良区への使用料 (年額 (円/m<sup>2</sup>)) *1</li> <li>サ 地元関係者 (土地改良区、行政区、住民等) に対する裨益効果*2               <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 算定根拠を示した上で、提案時において予定している使用料の記載をお願いします。なお、最終的な使用料の決定については、みよし土地改良区との協議により決定するものとします。</li> <li>*2 提案時において予定している内容について記載をお願いします。なお、最終的な内容については、地元関係者との協議により決定するものとします。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ページ数は指定しませんが、できるだけ見やすく理解しやすい表現に努めてください。</li> <li>・<b>申請を行う会社の名称や会社が類推できる表現を記載しないでください。</b></li> </ul>
3	業務実施体制調書 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施体制について記入してください。</li> </ul>

4	配置予定者調書 (様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。</li> <li>・同種事業の履行実績がある場合は、事業の実績概要を記載してください。</li> </ul>
5	工程計画書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書等を参考に、運営開始までの工程について作成してください。</li> </ul>
6	社会的価値の実現に 資する取組に関する 申告書 (様式第9号)	指定された添付書類と一緒にご提出ください。
7	見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業により発電された再生可能エネルギーについて、発電事業者（オンサイト PPA 想定）又は小売電気事業者（オフサイト PPA 想定）が公共施設へ供給する際の供給形態及び電気料金を記載してください。 なお、電気料金については、発電・小売コスト、託送料及び消費税及び地方消費税相当額などの内訳も併せて記載してください。</li> <li>・供給する公共施設ごとに電気料金が異なる場合は、施設ごとの電気料金を記載してください。</li> <li>・電気料金の概算については、運転期間中における自治体の負担として算出してください。（運転期間中における電気料金シミュレーション等を示してください）。</li> </ul>

**【書類作成時の注意事項】**

- ・作成する書類は、日本産業規格による A 4 判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは 11 ポイント以上とします。  
ただし、図表等はこの限りではありません。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1 事業者について 1 提案とします。

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

「(1) 提出書類」を PDF 化し、電子メールの添付等により電子ファイルを提出してください。  
※なお、電子メールの件名は「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル企画提案書等提出(社名)」とし、電子メールの送信後にはすみやかに電子メール到着の有無を電話(0561-76-5002)で企画政策課ゼロカーボン推進室へ確認してください。

ただし、電子ファイルへの変換が困難であるなど上記の方法をとることができない場合は、紙面を直接又は郵送により提出してください。

(4) 提出先

企画政策課ゼロカーボン推進室メールアドレス (zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

※直接又は郵送の場合、下記宛てに提出してください。

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地 (市役所庁舎 5 階)

(5) 提出期間

令和7(2025)年10月3日(金)から令和7(2025)年10月10日(金)午後5時まで

※期限厳守(郵送の場合は必着)

8 審査の手続

(1) 選考方法

評価項目、評価基準の策定及び企画提案書の審査を行うため、選定委員会を設置し、次に定める評価項目等に基づき審査します。

なお、選定委員会は非公開とします。

また、1次審査、2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

評価項目	評価視点	評価割合
事業所の能力	同種・類似業務の実績、技術者数の状況、手持ち業務量	10%
担当者の能力	担当者の実務経験、同種・類似業務の実績、手持ち業務量	5%
社会的取組	環境に配慮した事業活動、障がい者等への就業支援、男女共同参画等社会の形成	5%
企画提案書及び プレゼンテーション	①事業計画	10%
	事業計画(事業の概要・実施体制・収支計画・スケジュール等)が具体的かつ実現可能なものであるか。	
	関係法令への適合状況及び対応について明確となっているか。	
	②再生可能エネルギーの発電及び供給	10%
	本事業の趣旨に則り、最大限の再生可能エネルギーを発電するものとなっているか。	
	供給先である公共施設の選定は適切か。また、本市の事務事業における脱炭素化に大きく貢献する提案となっているか。	
	③運営計画	10%
	水質のモニタリング等の日常管理や緊急時対応について、具体的かつ実施可能なものとなっているか。	
	想定される課題の抽出及びその対策について検討されており、その内容は具体的なものとなっているか。	
	④地域共生	15%
発電施設の施工・管理方法は、ため池の機能、自然環境、周辺環境等へ配慮しているものとなっているか。		
地元土地改良区や住民に対するメリットについて、具体的に提案されているか。		
⑤不足する電力供給に関する提案	10%	
ため池から供給される再生可能エネルギーのみではなく不足する電力について、分割供給等、具体的な供給方法が提案されているか。		

	⑥独自提案 ※独自提案がある場合、「独自提案」として記載してください。 独自提案の取組によって本事業に有益な効果（更なる脱炭素、地域への裨益性等）が期待できるものとなっているか。 また、提案者の強みや独創的なポイントが示された提案となっているか。	5%
提案（見積）金額	適切な提案金額	20%
合 計		100%

(2) 1次審査（書面審査）

- ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。
- イ 1次審査の結果、点数が上位の5者に対し、2次審査を行うものとします。ただし、企画提案者が5者以下の場合は、全ての企画提案者を2次審査の対象とします。
- ウ 1次審査の結果及び2次審査の案内については、令和7(2025)年10月17日(金)までに、企画提案書等に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。
- エ 1次審査通過者が令和7(2025)年10月22日(水)までに辞退した場合は、辞退者を除いた上位5者が2次審査の対象者とする事ができるものとし、繰り上がった者にその旨を通知します。
- オ 1次審査の点数は、事務局(企画政策課ゼロカーボン推進室)が機械的に評価した点数に、選定委員会の委員数を乗じた点数とします。

(3) 2次審査（プレゼンテーションによる審査）

- ア 実施日  
令和7(2025)年10月24日(金) 午後3時から(予定)
- イ 実施場所  
市役所庁舎 3階 301会議室(予定)
- ウ 実施方法
  - (ア) 提出された提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。1事業者につき準備5分以内、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度とします。プレゼンテーションは業務実施体制調書に記載した管理責任者又は担当者で行うものとします。
  - (イ) 出席者は3名以内とします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に付けないでください。当日受付にて説明に参加する者全員の身元確認を行うため、本人確認を行える身分証明書を携帯してください。
  - (ウ) プレゼンテーションは提出された提案書のみによるものとし、質疑応答も含め追加資料の持ち込みは不可とします。
  - (エ) パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、投影資料は提出された提案書のみとします。ただし、使用する機材は事業者にて用意し、出席者にて準備してください。

エ 評価基準

- (ア) 選定委員会は別に定める評価基準に従い、企画提案書及びプレゼンテーションによる2次審査を行います。
- (イ) 1次審査と2次審査における合計点数の総計が最高得点の者を最優秀企画提案者とし、2番目に高い得点の者を次点者とします。最高得点が同点であった場合には、見積金額の低い提案者を最優秀企画提案者として選定します。ただし、選定委員の採点結果が最低基準点(60%)以上の点数を得られなかった場合は、最優秀企画提案者として選定しません。

(ウ) 提案者が1者であった場合でも、選定委員の採点結果が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、提案者として選定しません。

(エ) 2次審査は、選定委員会にて評価します。

#### オ 審査結果

(ア) 2次審査の結果については、令和7(2025)年11月上旬までを目途に、企画提案書等に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

(イ) 審査結果については、みよし市ホームページに掲載し公表します。

### 9 協定の締結

(1) 最優秀企画提案者と市で事業内容等の調整を行い、事業実施に向けた協定を締結します。

(2) 最優秀企画提案者が協定締結までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、次点者と協定を締結するものとします。

### 10 辞退

参加申込後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退書(様式第10号)に必要な事項を記載の上、PDF化して電子メールの添付等により電子ファイルを企画政策課ゼロカーボン推進室まで提出してください。

### 11 情報公開

本案件に係る情報公開請求があった場合は、みよし市情報公開条例(平成13年三好町条例第2号)の規定に基づき、提出書類の全部開示、一部開示又は不開示の対応を行うこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

### 12 事務局

みよし市経営企画部企画政策課ゼロカーボン推進室

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-76-5002

電子メール zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp

### 13 その他

(1) プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とします。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。

(2) 次に掲げる提案は無効とします。

ア 参加資格を有しないものがした提案

イ 虚偽の記載をした提案

ウ 市が示した条件に反した提案

(3) 協定の締結を行い、事業予定者と決定した後において次に掲げる事項が発生した場合は、市及び事業予定者は、各々に対し責任を求めることはなく、市と事業予定者による協議の上、事業の解消ができることとします。ただし、事業の解消をした場合、それまでにかかった費用については、事業者の負担とします。

ア 国の補助金の活用を前提とした提案の場合であって、当該補助金の不採択が原因で事業化できない場合

イ 地元関係者(土地改良区、行政区、住民等)との協議が整わずに事業化できない場合

14 公募から事業者選定までの主なスケジュール（予定）

内容	期日・期間等
公募の開始	令和7(2025)年6月12日(木)
参加申込	令和7(2025)年6月12日(木) から 令和7(2025)年9月26日(金) まで
質問の受付	令和7(2025)年6月12日(木) から 令和7(2025)年9月12日(金) まで
参加資格確認通知	令和7(2025)年10月3日(金) まで
企画提案書等の提出	令和7(2025)年10月3日(金) から 令和7(2025)年10月10日(金) まで
1次審査結果通知	令和7(2025)年10月17日(金)
プロポーザル選定委員会（2次審査：プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7(2025)年10月24日(金)
競争入札審査委員会（結果報告）	令和7(2025)年10月下旬
2次審査結果通知	令和7(2025)年11月上旬
協定締結手続開始	令和7(2025)年11月上旬